保護者のみなさまへ

広島市教育委員会

令和９年度 就学援助制度について（お知らせ）

広島市では、経済的な理由により、お子さまを小・中学校へ就学させるのにお困りの方に対して、学用品費や給食費などの一部を援助する就学援助制度を実施しています。次ページの支給要件に該当する方は御利用ください。

１　援助の種類及び支給額

⑴　援助の種類（支給費目）　※○は支給費目であることを示します。

学校区分	保護者の住所	生活保護の受給	新入学学用品費等	学用品費等（校外活動費含む）	修学旅行費	野外活動費	通学費	学校給食費	学校病医療費
広島市立小学校・中学校 中等教育学校前期課程	市内	なし	○	○	○	○	○	○	○
		あり	－	－	○	－	－	－	○
	市外	なし	－	－	－	－	－	○	○
		あり	－	－	－	－	－	－	○
広島市立特別支援学校	制限なし		－	－	－	－	－	－	○
他の市町村立小学校・中学校	市内	なし	○	○	○	○	○	－	－
		あり	－	－	○	－	－	－	－
教育事務委託校（呉市立昭和北小学校 海田町立海田南小学校 呉市立昭和北中学校）	市内	なし	○	○	○	○	○	○	○
		あり	－	－	○	－	－	－	○

〔注１〕　広島市立小・中学校の通学費は、指定学校以外（選択制を含む。）の学校及び中等教育学校に通われる場合は対象になりません。ただし、教育上の配慮により、指定学校変更許可を受けており、片道の通学距離が小学校で４ｋｍ以上、中学校で６ｋｍ以上の場合には対象となります。
　なお、他の市町村立の学校は、市町村により区域外就学の許可基準が異なるため、該当の可否については学事課までお問い合わせください。

〔注２〕　学校病医療費の対象となる病気（学校病）は、トラコーマ、結膜炎、白癬（はくせん）・疥癬（かいせん）・膿痂疹（のうかしん）、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（むし歯）又は寄生虫病に限られ、保険診療部分のみが援助の対象となります。
　なお、学校病の治療に当たっては、就学援助が優先となりますので、生活保護制度の医療扶助、重度心身障害者医療費補助、ひとり親家庭等医療費補助、こども医療費補助制度を利用せず、事前に学校に治療券を申請した上で受診してください。

〔注３〕　学校給食費については、就学援助認定者は納付免除となるため、実際に支給はありません。

〔注４〕　教育事務委託校とは、一部の地域の児童又は生徒が通学する学校として広島市が教育事務を委託している学校です。

⑵　援助の支給額　（金額は、令和８年度の年額です。）

区分		新入学学用品費等	学用品費等（校外活動費含む）	修学旅行費	野外活動費	通学費	学校給食費	学校病医療費
小学校	１年	57,060円	13,230円	実費（限度額 29,300円）	実費（限度額あり）	実費（片道の通学距離が４km以上の場合）	実費	実費
	２～６年		15,500円					
中学校 中等教育学校前期課程を含む	１年	63,000円	25,040円	実費（限度額 66,300円）	実費（限度額あり）	実費（片道の通学距離が６km以上の場合）	実費	実費
	２・３年		27,310円					

〔注〕　「実費」とは、実際にかかった費用のうち、援助の対象として認められる金額です（実際にかかった金額と異なる場合があります。）。また、修学旅行費及び野外活動費には限度額があります。

⑶　各支給費目の支給と認定期間等

「認定」となった場合でも、認定期間によっては、支給対象とならないものもあります。

①　「新入学学用品費等」は、４月に「認定」を受けている場合のみ支給します。ただし、入学前に支給を受けている場合は、重ねて支給しません。

②　「学用品費等」は、「前期（４～６月分）」と「後期（７～３月分）」の年２回に分けて支給します。ただし、年度途中から「認定」になった場合は月割りで支給します。

③　「修学旅行費」「野外活動費」は、実施時期に「認定」を受けている場合のみ支給されます。また、小学校又は中学校を通じ、それぞれ１回を限度として支給します。
　※　「修学旅行費」「野外活動費」については、実施後に学校が精算を行い、２～３か月後に支給します。そのため、学校から費用の請求があった場合はあらかじめ納入をお願いします。

④　「通学費」「学校給食費」「学校病医療費」は、「認定」を受けている期間のみが支給対象になります。

⑤　母子生活支援施設入所による入進学支度金など、他の支援制度により、同趣旨の給付を受けられる場合は、就学援助費からその費目の支給はできません。

２　援助を受けることができる方（支給要件）

次の「ア」から「ウ」に該当する児童又は生徒の保護者で、申請理由「区分１～１０」のいずれかに該当する方

ア　広島市立の小学校、中学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校(小学部・中学部)に在学している

イ　広島市が教育事務を委託している小学校又は中学校に在学している（保護者の住所地が広島市の場合に限る。）

ウ　他の市町村立の小学校又は中学校に在学している児童又は生徒の保護者であって広島市に住所を有する方

区分	申　請　理　由	申請に必要な証明書類等（返却しません）
１	**生活保護を受けている方**	証明書類は必要ありません。
２	**令和８年４月１日以降に生活保護が停止又は廃止になった方**	
３	**世帯員全員が市民税の減免を受けている方** （市民税が非課税の場合は、区分９で申請してください。）	・市民税・県民税賦課決定通知書の写し　など
	個人事業税の減免を受けている方	・個人事業税減免通知書の写し　など
	固定資産税の減免を受けている方 （家屋新築による減額とは異なります。）	・固定資産税減免通知書の写し　など
４	**世帯の２０歳以上の方全員が国民年金保険料の申請免除を受けている方**（納付猶予された方を含みます。）	・国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し　（世帯の 20 歳以上の方は全員必要です。）
５	**国民健康保険料の減免又は徴収猶予を受けている方**	・国民健康保険料減免申請等に伴う決定書の写し
６	**児童扶養手当の支給を受けている方** （児童手当又は特別児童扶養手当とは異なります。）	・児童扶養手当証書の写し （児童扶養手当認定通知書とは異なります。）
７	**生活福祉資金の貸付を受けている方**	・生活福祉資金貸付決定通知書の写し
８	**雇用保険の失業給付を受けている方** （世帯員に収入のある方がいる場合は、対象にならないことがあります。）	・雇用保険受給資格者証の写し(両面) ※雇用保険の受給者以外の世帯員については、別途、所得等の審査を行います。
９	**経済的にお困りの方　（生活保護世帯を除く、収入の少ない世帯）**	
	令和８年１月１日から現在まで、 広島市に住所がある方	**証明書類は必要ありません。** ※世帯全員の市民税の課税情報が確認できない場合は、証明書類の提出をお願いする場合があります。
	令和８年１月１日現在、 広島市外に住所があった方	**住所があった市区町村が発行する令和８年度(令和７年中の所得です)の所得の証明書（コピー可）** ※令和８年度就学援助申請のため広島市に提出済の方は、必要ありません。
	令和９年１月１日現在、 広島市外に住所があった方	**住所があった市区町村が発行する令和９年度(令和８年中の所得です)の所得の証明書（コピー可）** ※令和９年６月以降、住所地の市区町村に請求して、追加で学校に提出してください。
１０	**その他特別な事情があり、現在お困りの方** ・今年になって世帯の収入が激減した場合 （定年退職及び就学のための退職を除く。） ・離婚協議中で別居している場合 ・災害にあった場合　など	収入激減した世帯員の直近３か月の収入（給与・賞与）が分かるもの（給与明細・賞与明細等）又は失業、休職したことが確認できる書類など。 その他状況に応じて必要な書類が異なりますので、各学校又は学事課へ御相談ください。

①　市民税が６月頃決定されるため、認定基準と年間総所得の比較による審査は年に２回行います。

・ 前期（４月～６月分）の支給については、令和８年度（令和７年中）の所得を基に審査を行います。

・ 後期（７月～３月分）の支給については、令和９年度（令和８年中）の所得を基に審査を行います。

このため、後期の審査結果については、前期と審査結果が異なる方にのみ通知します。

〔注１〕　年間総所得とは…給与所得者の場合は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額です。事業所得者の場合は、年間収入金額から必要経費を引いた金額です。マイナス所得等は０円とみなして合算し、損益通算、損失の繰越控除は適用しません。世帯の中で２人以上所得がある場合は、世帯全員の所得を合算した額です。適用される所得控除は、社会保険料控除、小規模共済等掛金控除、生命保険料控除(限度額 35,000 円)です。

〔注２〕　支出面（住宅ローン・進学費用・返済金等）については考慮しませんので、あらかじめ御了承ください。

〔注３〕　確定申告の修正等により、年間総所得に修正があった場合には、再度、修正後の所得による審査を行います。その結果、「認定」から「不認定」に変わった場合は、支給済みの就学援助費のうち、不認定となった日以降の就学援助費は返還していただきます。

②　令和９年度から、審査に用いる生活保護基準を、令和８年度（１０月以降）のものに変更しています。変更後の認定基準は以下のとおりです。世帯員の年齢・学年により金額は異なりますので、大まかな目安としてください。※該当するか否かについて、申請書提出前のお問合せには対応しておりません。

世帯人数 （世帯構成）	２人 （親１人・中学２年生）	３人 （親２人・中学２年生）	４人 （親２人・中学２年生・小学３年生）	５人 （親２人・中学２年生・小学３年生・２歳）
認定基準 （給与収入の目安）	約２３０万円 （約４１２万円）	約２７３万円 （約４７２万円）	約３１６万円 （約５３３万円）	約３３９万円 （約５６７万円）

〔注〕　就学援助の審査に際しては、世帯全員の市民税の課税情報、住民基本台帳上の住民情報及び申請理由の各制度の情報を、申請者の同意を得て、各関係機関へ確認します（詳しくは「就学援助費申請書」の「委任・承諾」欄を御覧ください。）。

3　申請の方法　　※令和８年度に就学援助を受けている方も新たに申請が必要です。

裏面の就学援助申請書に必要事項を記入し、申請に必要な証明書類等を添えて提出してください。

事情があって証明書類を添えることができない場合、又は証明書類を添えるのが遅れる場合は、申請書を先に提出し、証明書類を添えられない事情等を学校に御相談ください。

申請できる方	申請書 提出期限	提出先	審査結果 送付予定日	最初の支給 予定日
・在校生 ・新入生 （同じ学校に兄姉がいる場合）	令和９年 ２月５日（金）	学校 又は広島市教育委員会学事課 （郵送でも可）	令和９年 ５月上旬	令和９年 ５月末日
・新入生又は転入生 （同じ学校に兄姉がいない場合）	令和９年 ４月９日（金）		令和９年 ６月中旬	令和９年 ６月末日

〔注１〕　申請書提出期限後、年度途中においても、転入・区域外就学された方、特別な事情が発生した方やその他申請を希望される方の申請を随時受け付けます。この場合、原則として申請書を提出された月以降の援助となります。
　なお、最初の支給時期は、原則として認定通知発送から１～２か月後の月末になります。

〔注２〕　転校予定の方は、転校手続後、転入先の学校へ申請してください。

〔注３〕　令和９年度に兄弟姉妹が小学校と中学校に在学する場合、又は事情により兄弟姉妹が別々の学校に在学する場合は、それぞれの学校に申請書を提出してください。

〔注４〕　証明書類が不足している場合等の理由により、支給日が遅れることがあります。

就学援助のことで分からないことがありましたら、
お子さまが通っている学校又は広島市教育委員会総務部学事課へ御相談ください。

学事課　　電話:(082) 504 - 2469

ＦＡＸ:(082) 504 - 2509　E-mail:gakujika@city.hiroshima.lg.jp

住所:〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目７－４０　ＡＰエルテージ国泰寺ビル　４階

なお、学校給食費に関することは、広島市教育委員会健康教育課へお問い合わせください。

電話：(082)504-2490　E-mail:kyo-kenko@city.hiroshima.lg.jp

◆生活にお困りの方の相談窓口の御案内◆ ※就学援助の相談窓口ではありませんので、御注意ください。

広島市では、生活保護を受給するまでではないものの、様々な理由で生活（くらし）に困っている方の自立に向けた相談支援機関として、「くらしサポートセンター」を開設しています。

「収入が少なく生活が苦しい」「長い間仕事から離れていて、なかなか仕事が見つからない」「借金があって生活が苦しい」など、お困りのときは同センターへ御相談ください（相談無料）。

対 象 者： 広島市内に在住で、経済的な面で生活にお困りの方（生活保護受給中の方は除く。）
相談日時： 平日８時３０分～１７時１５分（土日、祝日、8/6、12/29～1/3 を除く。）
相談窓口： お住まいの下記の区くらしサポートセンターへ御相談ください。

区	所 在 地	電話番号
中区	中区大手町四丁目 1-1 大手町平和ビル 5 階　中区社会福祉協議会(中区事務所)内	(082)545-8388
東区	東区東蟹屋町 9-34　東区総合福祉ｾﾝﾀｰ 4 階　東区社会福祉協議会(東区事務所)内	(082)568-6887
南区	南区皆実町一丁目 4-46　南区役所別館 3 階　南区社会福祉協議会(南区事務所)内	(082)250-5677
西区	西区福島町二丁目 24-1　西区地域福祉ｾﾝﾀｰ 4 階　西区社会福祉協議会(西区事務所)内	(082)235-3566
安佐南区	安佐南区中須一丁目 38-13　安佐南区総合福祉ｾﾝﾀｰ 5 階　安佐南区社会福祉協議会(安佐南区事務所)内	(082)831-1209
安佐北区	安佐北区可部三丁目 19－22　安佐北区総合福祉ｾﾝﾀｰ 4 階　安佐北区社会福祉協議会(安佐北区事務所)内	(082)815-1124
安芸区	安芸区船越南三丁目 2-16　安芸区総合福祉ｾﾝﾀｰ 3 階　安芸区社会福祉協議会(安芸区事務所)内	(082)821-5662
佐伯区	佐伯区海老園一丁目 4-5　佐伯区役所別館 5 階　佐伯区社会福祉協議会(佐伯区事務所)内	(082)943-8797

◆子育ての負担を軽減するための支援制度の御案内◆ ※就学援助の相談窓口ではありませんので、御注意ください。

就学援助制度以外にも以下のような制度があります。

支援制度	内　容
児童手当	高校生年代（18 歳到達後の最初の年度末まで）までの児童を養育している方に手当を支給します。
児童扶養手当	ひとり親家庭等の児童を養育している方に手当を支給します（所得制限等があります。）。
母子・父子福祉資金貸付	母子・父子家庭の方等に無利子又は低金利で資金を貸し付けます。

制度の詳細については、各区福祉課に御確認ください。

中　区	(082)504-2569	東　区	(082)568-7733	南　区	(082)250-4131	西　区	(082)294-6342
安佐南区	(082)831-4945	安佐北区	(082)819-0605	安芸区	(082)821-2813	佐伯区	(082)943-9732